

**原子力災害時等におけるバスによる避難住民等の緊急輸送等に関する
協定締結式の開催結果について**

原子力災害時等において、避難住民等が円滑に避難できる体制を構築するため、一般社団法人茨城県バス協会と、避難住民等の緊急輸送等に関する協定の締結式を行いましたので結果をお知らせいたします。

記

- 1 日 時 令和7年11月11日（火）午後2時30分から午後2時45分まで
- 2 場 所 県庁5階庁議室
- 3 協定締結者 一般社団法人茨城県バス協会 任田 正史 会長
茨城県知事 大井川 和彦
- 4 協定内容
 - （1）原子力災害時、県は、県バス協会及び協会員に対して避難住民等の緊急輸送業務への協力を要請し、協会員は可能な限り実施に努める。
 - （2）避難住民等の緊急輸送業務は、放射線量1ミリシーベルトを下回る場合に、放射線防護措置等の安全対策の上、実施する。
 - （3）避難住民等の緊急輸送業務、その他県が必要とするバスによる輸送業務等
 - （4）輸送業務従事者の負傷等や、業務に使用した車両の汚染、損傷について、原子力損害の賠償に関する法律等により補償される場合を除き、県が補償。
 - （5）県は、輸送業務に必要な放射線防護資機材を確保・提供するほか、放射線防護に関する知識習得のための研修機会を提供。

<茨城県：大井川知事の発言要旨>

- ・ 本県には東海第二発電所をはじめ、試験研究用の原子炉など、様々な原子力施設が立地しており、万が一の原子力災害時に備え、自家用車を持たない方等が避難するための移動手段の確保は大きな課題である。
- ・ このため、交通事業者の理解と協力が得られるよう、県ではこれまで、バス協会の協力のもと、運転手の方々に対する放射線に関する基礎知識や、原子力災害時に協力いただきたい内容についての研修などを実施してきた。
- ・ 今回の協定締結により、原子力災害時における避難住民の移動手段の確保につながり、大変心強く感じている。
- ・ 県としては、引き続き、研修や避難訓練などを通じて、バス協会と連携を深め、運転手の方々の安全と避難者の移動手段の確実な確保に全力で取り組んでいく。

<茨城県バス協会：任田会長の発言要旨>

- ・ 茨城県バス協会は、災害対策基本法等に基づく指定地方公共機関として、これまでも、東日本大震災等の際に、県の要請に基づいて災害支援のバス輸送を実施してきた。
- ・ 原子力災害という特殊性を鑑み、安全で迅速な輸送を実施するために必要な事項について、県と協定という形で確認することができた。
- ・ 今後、本協定に基づき、緊急時におけるバスの配備等に可能なかぎりご協力するとともに、輸送に当たる運転士や関係者への安全教育も徹底してまいりたい。



(左から、大井川知事、任田会長)

「原子力災害時等におけるバスによる避難住民等の緊急輸送等に関する協定書」の概要

1 協定の趣旨

原子力災害時等において、県がバス協会の協力を得て、避難住民等の緊急輸送等を実施する際の基本的事項に関して、予め協定で定めるもの

2 締結者

茨城県知事、一般社団法人茨城県バス協会会長

3 協定の内容

①協力の要請

県はバス協会及び協会員に協力を要請し、協会員は可能な限り実施するよう努める。

②要請の基準

被ばく線量の予測結果が1ミリシーベルト※を下回る場合に協力を要請する。

※ICRP（国際放射線防護委員会）が定めた平時における一般公衆の年間線量限度

※他道県でも同じ基準を採用

③業務の内容

避難住民等の緊急輸送業務、その他県が必要とするバスによる輸送業務等

④費用負担

バス協会及び協会員が実施した業務に要した費用は、県が負担する。

⑤補償

業務を実施した場合において、従事者がそのため死亡し、負傷し、疾病にかかり、若しくは障害の状態となったとき、又は当該業務に使用した車両が放射性物質により汚染し、若しくは損傷したときは、次の場合を除き、県がその損害を補償する。

- ・原子力損害の賠償に関する法律に基づき原子力事業者又は国による賠償を受けることができる場合
- ・補償の支給を受ける原因が第三者の行為による場合
- ・バス協会、協会員又は従事者の故意又は重大な過失による場合
- ・バス協会、協会員又は従事者が契約している損害保険等により給付を受けることができる場合

⑥県が実施する事項

県は、避難住民等の緊急輸送等の業務が円滑に行われるよう、次の事項についてその実施に努める。

【事前対策】

- ・県・バス協会間の連絡体制の整備及び協会員、従事者との通信手段の確保
- ・無償で貸与する個人線量計、防護服等の放射線防護資機材の確保及び当該放射線防護資機材の受渡しに係る体制の整備
- ・放射線及び放射線防護に関する知識習得のための研修機会の提供

【災害時対応】

- ・避難住民等の輸送業務等に必要な情報の協会員への迅速な提供
- ・車両の円滑な誘導等の実施
- ・従事者の被ばく検査の実施
- ・業務に使用した車両のスクリーニング及び除染の実施